

燕市下水道事業区域外流入分担金に関する条例の制定について

燕市下水道事業区域外流入分担金に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 28 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市下水道事業区域外流入分担金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公共下水道に係る事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、燕市下水道条例(平成18年燕市条例第168号。以下「下水道条例」という。)第23条の規定により許可を受けて排水区域外の汚水を公共下水道に流入しようとする者から、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、区域外流入分担金(以下「分担金」という。)を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の処理区域(以下「処理区域」という。)外に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

(各受益者の分担金の額)

第3条 受益者が負担する分担金の額は、当該受益者が下水道条例第23条第1項の規定による許可を受けた日現在において所有し、又は地上権等を有する土地につき、区域外流入をしようとする公共下水道の属する区域による燕市下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年燕市条例第169号。)第4条に規定する負担金の額を分担金の額とする。

(分担金の賦課及び徴収)

第4条 市長は、受益者に対し、前条の規定により算出した分担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 市長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納期限等を受益者に通知しなければならない。

3 分担金は、市長が指定する納期限までに一括して納付するものとする。

(分担金の徴収猶予)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、分担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 受益者が現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。
- (2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

(分担金の減免)

第6条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、分担金を徴収しないものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者
- (2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者
- (3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者
- (4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者
- (5) 事業のため土地、建物、労力又は金銭を提供した受益者
- (6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減額し、又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第7条 第4条第2項の規定による通知後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第4条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき期日に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(繰上徴収)

第 8 条 市長は、既に分担金の額の確定した受益者が次の各号のいずれかに該当する場合には、納期限前であっても分担金を繰り上げて徴収することができる。

- (1) 国税、地方税その他公課の滞納により滞納処分を受けた場合又は受けるおそれがある場合
- (2) 強制執行を受けた場合又は受けるおそれがある場合
- (3) 破産手続開始の決定を受けた場合
- (4) 競売の開始を受けた場合
- (5) 受益者である法人が解散した場合
- (6) 偽りその他不正の手段により分担金の賦課徴収を免れ、又は免れようとした場合

(延滞金)

第 9 条 市長は、納期限までに分担金を納付しない者があるときは、当該分担金にその納期限の翌日から納付の日までの期日に応じ、年 14.5 パーセント(当該納期限の翌日から、1 月を経過するまでの期間については、年 7.25 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

(督促手数料)

第 10 条 市長は、受益者が納期限までに分担金を納付しないときは、納期限後 20 日以内に督促するものとする。

2 前項の規定により督促状を発した場合においては、督促状 1 通につき 100 円の督促手数料を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、これを徴収しない。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第 9 条に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合及び年 7.25 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。)に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.5 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.25 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.25 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.25 パーセントの割合を超える場合には、年 7.25 パーセントの割合)とする。